

# 処 分 基 準

平成13年6月12日

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第22条の2第1項
処 分 の 概 要 : 最高速度違反行為に係る指示
原権者 (委任先) : 徳島県公安委員会
法 令 の 定 め : 無し
処 分 基 準 : 「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反行為が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 同一の車両について、最高速度違反行為が反復して行われている場合</li><li>・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について最高速度違反行為が行われたような場合</li><li>・ 使用者が、最高速度違反行為を誘発するような行為を行っていることが確認された場合</li></ul> などである。
問 い 合 わ せ 先 : 徳島県警察本部交通部交通指導課指導取締係 電話 622-3101 内線 5123
備 考 :